

第 9 3 号議案

足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例の一部を
改正する条例

足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例（平成 2 5 年
足立区条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 1 条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第 4 2 条を第 4 3 条とし、第 4 1 条の次に次の 1 条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第 4 2 条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者
道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行
者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的
な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置す
る場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認め
るときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資
する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に
関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号）第 1 0 条第 1 項に規定する新
設特定道路を除く。）は、足立区特別区道等に係る移動等円滑化のた
めに必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 2 5 年足立区
条例第 2 6 号）の基準に適合する構造とするものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

道路構造令の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。